

○ 農業水利施設保全合理化事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第1932号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第8 [略]</p> <p><u>第9 固定価格買取制度との調整</u>  <u>本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合には、発電開始後、農村振興局長が別に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより、固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。</u>  <u>なお、平成25年度末までに発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性が確認される地区については、この限りでない。</u></p> <p>第10～11 [略]</p>	<p>第1～第8 [略]</p> <p>【新設】</p> <p>第9～10 [略]</p>